

## 平成28年第2回羅臼町議会定例会（第1号）

平成28年6月16日（木曜日）午前10時開会

---

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 町長行政報告  
日程第 5 一般質問  
日程第 6 報告第 5号 繰越明許費繰越計算書について  
日程第 7 報告第35号 平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算  
日程第 8 議案第36号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定  
について  
日程第 9 議案第37号 羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について  
日程第10 議案第38号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につい  
て  
日程第11 議案第39号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について  
日程第12 議案第40号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について  
日程第13 発議第 3号 世界自然遺産の保全管理にかかる全国的な予算枠の拡大を  
求める意見書  
日程第14 発議第 4号 子どもの医療費無料化の制度化と、補助金減額の廃止を求  
める意見書  
日程第15 各委員会閉会中の所管事務調査の件  
日程第16 議員派遣の件
- 

### ○出席議員（9名）

議 長	10番	村 山 修 一 君	副議長	9番	佐 藤 晶 君
	1番	加 藤 勉 君		2番	田 中 良 君
	3番	高 島 讓 二 君		4番	宮 腰 實 君
	6番	坂 本 志 郎 君		7番	松 原 臣 君
	8番	鹿 又 政 義 君			

---

### ○欠席議員（1名）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者

町 長	湊 屋 稔 君	副 町 長	鈴 木 日 出 男 君
教 育 長	山 崎 守 君	監 査 委 員	浦 崎 頼 男 君
教 育 委 員 長	石 川 勝 君	企 画 振 興 課 長	川 端 達 也 君
ま ち づ け 課 長	平 田 充 君	産 業 課 長	八 幡 雅 人 君
総 務 課 長	対 馬 憲 仁 君	税 務 財 政 課 長	鹿 又 明 仁 君
納 税 担 当 課 長	中 田 靖 君	環 境 生 活 課 長	堺 昇 司 君
保 健 福 祉 課 長	太 田 洋 二 君	保 健 福 祉 課 長 補 佐	洲 崎 久 代 君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 課 長	斉 藤 健 治 君	建 設 水 道 課 長	北 澤 正 志 君
学 務 課 長	大 沼 良 司 君	学 務 課 長 補 佐	福 田 一 輝 君
公 民 館 長	石 田 順 一 君	会 計 管 理 者	仙 福 聖 一 君

---

○職務のため議場に参加した者

議 会 事 務 局 長 松 田 伸 哉 君 次 長 上 部 健 太 君

---

午前10時00分 開会

---

◎開会・開議宣告

---

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、平成28年第2回羅臼町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、1番加藤勉君及び2番田中良君を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

---

○議長（村山修一君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定しました。

---

◎日程第3 諸般の報告

---

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

去る6月9日、札幌市において開催されました第67回北海道町村議会議長会定期総会に出席いたしました。

次に、羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は議長の手元に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

---

## ◎日程第4 町長行政報告

---

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

お許しをいただきましたので、2件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、平成28年度羅臼町防災訓練の実施結果についてであります。

今年度の防災訓練は、昨日、6月15日午前10時40分より、羅臼町全域を対象に、地震・津波を想定した避難訓練を実施いたしました。

また、羅臼消防署、羅臼駐在所、羅臼海上保安署、陸上自衛隊、羅臼漁業協同組合の関係機関にも御協力をいただきながら、災害時における情報の共有と伝達、関係機関における初動体制の確認やパトロールなどの訓練を中心に行いました。

訓練は、毎年、各学校、福祉施設、民間企業、団体等、全町民を対象に、防災意識の高揚を図るため実施しているところではありますが、ことしは総勢1,384名の参加をいただきました。5月末の総人口5,354人に対する参加率は25.9%となり、町民の4人に1人が御参加いただけたことになり、昨年比で増加しております。

例年、訓練については、平日の勤務時間帯ということもありますが、各家庭や事業所におきましては、この防災訓練を機会に、避難所や非常持ち出し品の再確認などのほか、いつ起こるかわからない自然災害から命を守るという行動への意識を高めていただくため、今後も継続して実施してまいります。

多くの皆様に御参加をいただきましたことにお礼を申し上げ、報告といたします。

2件目は、既にお手元に配付してございます、6月14日現在における市場の鮮魚取り扱いの状況でございます。

トータルで見ますと、昨年と比べ、現時点で約1,768トン増、金額では約2億5,000万円増の19億3,674万円となっております。数量、金額ともに前年を上回っております。中でもスケソウ、タラが好調でありまして、前年同期が約9億円であったのが、今年度は約12億8,000万円となっております。

ウニ漁は、価格は高値でありましたが、後半は漁に出られない日が続くなど、数量は減少しております。そうした中、折での出荷と塩水ウニの出荷が減少しておりますが、殻つきの取り扱いが増加傾向にあります。

トキサケは、水揚げ数量はふえておりますが、昨年と比べ、キロ単価で600円以上安くなっているため、全体の金額は減少しております。

今後、前浜の春漁も始まることから、さらなる豊漁を願っております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） これで、行政報告を終わります。

---

◎日程第5 一般質問

---

○議長（村山修一君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

3番高島譲二君。

○3番（高島譲二君） 通告しております小学校、中学校、いわゆる義務教育の子どもたちの通学について質問いたします。

町の計画により、平成20年度に岬町にあった知円別小学校、知円別中学校が廃校となり、子どもたちはそれぞれ羅臼小学校と羅臼中学校へと統合されました。平成22年度には海岸町にあった飛仁帯小学校の子どもたちは羅臼小学校へ統合され、さらには峯浜町にあった植別小学校、植別中学校も廃校となり、それぞれ春松小学校、春松中学校へと統合されました。学校統廃合により、五つあった小学校が2校となり、四つあった中学校が2校となって、今に至っております。

子どもたちが減少している中、学校の統廃合はいたし方なく、理解するところであります。廃校された地域の子子どもたちが今まで徒歩で通学できていたが、統合後の学校が遠距離のため、バスによる通学を余儀なくされております。学校が統廃合された時点においては、廃校となる学校に在籍している子どもたちには、国、あるいは道のほうから、通学費の補助により全額補助されておりました。問題は、統廃合以降であります。廃校された岬町の子子どもたちは平成21年度以降、海岸町、峯浜町の子子どもたちは平成23年度以降、新たに羅臼小学校、春松小学校へ入学した子どもたちにはバスの通学の補助はなく、それぞれ定期代として、小学生1,500円、中学生3,000円を自費で定期券を購入し、通学しなければならないのが現在の状況です。

このように、遠距離によりバスで通学しなければならない地域の子子どもを持つ親の経済的負担は大きいものとなっております。私は、義務教育期間、同じ学校に通い、同じ学びをする子どもたちが、町の計画により、学校統廃合のために、徒歩で通える子どもたちと、廃校によって遠距離となり、バスの定期代を支払って通学しなければならない子どもたちの間に経済的に不公平、不平等があってはならないと考えております。

さらに、3年後には春松中学校と羅臼中学校が統合され、知床未来中学校となって、羅臼中学校の敷地に建設される予定であります。今のままでは、春松中学校の学区の子子どもたちもまた、バスによる通学を余儀なくされます。私は、義務教育期間の通学費の負担は、人口減少問題、子育ての環境整備として、また、経済的不公平、不平等を是正するためにも町として早急に取り組むべきであり、義務教育期間の通学定期代を全額補助すべきとの考えです。

そこで、4点ほどお聞きします。

一つ目は、バス通学している子どもたちの現況と、3年後には二つある中学校は統合となり、春松中学校の区域の子どもたちは、現在の羅臼中学校の場所までバス通学をしなければならないと考えますが、その場合、生徒の人数と通学費の数値はどのぐらいになるのか。

二つ目は、現在、町有路線バスでの通学を余儀なくされておりますが、今後、スクールバスの対応はお考えでしょうか。

三つ目は、現在、バス通学での子どもたちの安全性は確保されているのか、また、問題はないのかをお尋ねいたします。

最後は、通学費の全額補助をすべきと思うが、どのようにお考えかをお聞きし、1回目の質問といたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 高島議員から、小学生、中学生の通学について4点の御質問をいただきました。

1点目は、バス通学している子どもたちの現況と、知床未来中学にバス通学しなければならない生徒数と通学費についてであります。

平成28年5月現在、バス通学区域にある生徒のうち、実際に登録されている生徒数を定期券発行登録者の現況で見ますと、知床別線利用生徒が小学生35名、中学生11名、植別線利用生徒が小学生10名、中学生4名であり、小学生全体で45名、中学生全体で15名の合わせて60名がバス通学をしている現状であります。

現行の児童生徒数をもとにした知床未来中学校の開校後のバス通学対象生徒数の予想では、中学生は知床別線及び植別線を合わせ78人、同時期の小学生は106人になり、対象者の全数がバス通学することになると、定期券代金の総額は年額471万6,000円となります。

2点目は、現在は町有路線バスでの通学だが、今後のスクールバスの対応についてであります。

現在の町内循環バスは、町民の生活バス路線の存続と、交通弱者である高齢者の方々の交通手段の確保を目的に、民営バスと町有バスの一元化により生まれたものであります。

特に、診療所への通院の足として、また、子どもたちの通園・通学のためを意識し、よりスクールバスに近い機能も持ち合わせながら運行を開始しております。

その後も、これまでに実施した学校統廃合へも対応し、随時、ダイヤ改正や増便など、通学に適した路線を確保してきている経緯があります。

このようなことから、現状もスクールバスとしての機能も持ち合わせていることから、現状の体制を維持してまいりたいと考えております。

他方、通学でバスを利用する生徒が、登下校時の利用を通じてお年寄りやほかのお客様との交流機会も生じ、思いやりの心や地域住民の声かけにより、社会順応への準備と規律等の学びの場になるものと期待もしておりますので、御理解をお願いいたします。

3点目は、バス通学での子どもたちの安全性の確保と問題点についてであります。

登下校等の対応についてであります。幼稚園の場合は、教諭が町内循環バスに同乗し、送迎に付き添っております。また、小学校においては、登下校の際に学校前の停留所に教員が立ち、バスの乗り降りを見守るほか、4月には新入生を対象に登校指導も行われ、停留所での安全点検、道路横断等の交通安全指導などが実施されております。

このほか、町内循環バスは、町民はもちろん町外の方々にも利用されておりますので、これら一般の方々も混乗することでの目配りなど、防犯上の利点もあると考えております。

問題となるのは、有事対応であります。委託先の阿寒バス株式会社では、防犯対策として、運転者に対する子どもたちの安全配慮として、緊急時の対応マニュアルの活用や指導、研修が徹底され、有事の際の緊急通報などの対策も整備されております。幸い、これまで町内循環バスによる通学で危機感を持ったり、特別な対応を必要とするケースは確認されておられません。

4点目は、通学費の全額補助をすべきと思うが、どのようなお考えかについてであります。

平成15年から現在の町内循環バスの運行を行っておりますが、その準備段階で検討委員会を立ち上げ、議会でも十分に議論をいただきながら、児童生徒の通学と高齢者の通院に配慮した運行体制としてきたところであります。

利用に当たっては、利用者の負担軽減と、町内どこに住んでいても、誰が利用しても公平な負担であること、また、生活路線を住民が守る意味合いも込めて、運賃を一律100円と有料化したものでありますし、頻繁に利用する方に考慮して定期券を設け、特に園児は無料とし、小中学生、高校生に対しては低額の料金設定としております。その上で、一定の基準に満たない低所得世帯と、羅臼町立中学校2校の統合により、統合時に在籍中の生徒がおられる御家庭に対しましては、急激な経済的負担を軽減するための在籍生特例として、卒業までに限り、通学費の全額をまちが負担してまいります。

したがって、現状ではこの運行体制が導入された経緯や、これまでの経過を尊重してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、このたびの羅臼中学校2校の再編につきましても、地域をつなぎ、子どもたちの明るい未来のために、学習環境や生活環境を整え、豊かにするものと考えておりますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島謙二君） 再質問をいたします。

まず、1点目の、今、バスで通っている子どもたちの現況ですが、今現在、知円別線と、それから植別線合わせて60名の生徒、子どもたちがバスで通学しておりますね。それを大体年間の金額にすると、135万円ぐらにかかっているということでありまして。さ

らに、3年後に中学校が統合されると、78人のバス通学が必要になって、これを年間で考えると、今、町長がお答えになったとおり、約471万円必要になるというふうなお答えをいただきました。

財政の厳しい我が町では、毎年471万円という額は大きいかもしれません。私が言いたいのは、路線バス、町有循環バスですか、その意義というのは、大変それは絶対に必要だというふうに考えておりますし、当然、お年寄り、あとは免許証を持っていない、車をお持ちでない方たちが利用するには絶対に必要な生活の手段だと思うのです。その方たちは当然、料金を支払って乗るというのは当たり前前の行為だと思うのですが、それを利用して、学校統廃合をして、いわゆるバスに乗って通わなければならない子どもたちまでお金を取るのかということです。定額でというふうに今、町長がおっしゃいましたけれども、例えば、小学生は一月1,500円の定期代を払っている。中学生は3,000円です。しかし、子どもが1人だったらまだ負担は小さいかもしれません。けれども、今、人口減少で子育て支援をして、何とか子どもたちをふやそうと言っているときに、その親にとっての負担というのはすごく大きいものになるのですよね。例えば、中学生の子ども1人、小学生の子ども1人を持ちますと、年間で約5万4,000円の通学費がかかります。中学生2人だと、7万2,000円年間かかるわけです。3人だと、通学費だけで年間10万円かかるわけです。これは、とても大きい。月々の定期代は、金額が小さいかもしれませんが、年間で合わせると、これぐらいの、最低でも2人いれば5万4,000円かかってしまうわけですから、これはやっぱり小さい金額ではないと思うのです。やっぱり親の負担というのは、それが1年間で終わるわけではないですから、3年間、あとは小学生は6年間続くわけですから、それが膨らむと、やっぱり差が、経済的な負担が大きくなるのではないかなというふうに私は思います。

もう一つは、徒歩で通える子たちがいるわけですよね。徒歩で通える子たちは、通学費は当然かかりませんからいいのですけれども、そこで、同じ学校に通って、同じ授業を受けるのに、片や通学費を払って行かなければ授業を受けられない、片や歩いて行って授業を受けられる。これはどう考えたって、同じ義務教育で、同じ教育を受ける立場としては不公平が生じているのではないかなと、不平等であるというふうに私は考えますが、町長、その辺はどのようにお考えになられるでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの高島議員の御質問にお答えをしたいというふうに思っております。

高島議員のおっしゃっておられること、基本的にはそのとおりであろうというふうに私も考えております。ただ、高島議員が最初のほうでおっしゃったように、今のこの財政状況を鑑みただ、これに手をつけていくべきかどうかということについては、今の状況の中では非常に厳しいというのは高島議員も御理解いただいていることだろうというふうに思っております。その上で、今おっしゃられたようなことについて、今後どういうふうな



中で、そういった財政の立て直しも含めた中で、そういったところに手をつけていけるかということについては、今も含めて、それから今後もいろいろな形で努力をしまいらなければいけないというふうに思っております。その上で、いろいろな取り組みの子育て支援のことについても、いろいろな取り組まなければいけない課題というのはたくさんございますから、その中で優先順位をつけた中で、どこに手をつけながら、順々に少しずつでも進めていくかということを考えながら行財政運営に当たっていくというような姿勢で考えておりますので、そのことも含めて御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 財政的な問題がやっぱり大きいのだと思うのです。それは私もわかりますので、町長、苦勞されるというのは、私の言っていることを理解していただければ、そういう不公平が生じている、あるいは、学びに対して、今、子育て支援をやるというときに、そういう経済的負担が大きいという家庭もありますから、その辺をやっぱり、早く考慮していただいて、検討していただきたいというふうに思います。

ちなみに、根室管内1市3町、我が町を除いて1市3町ですが、そこに聞きましたところ、学校統廃合したところは全てスクールバスを無料で子どもたちを送迎しています。特に隣の標津町の場合には、スクールバスが通う前の子たちには、路線バスで定期代を払っていたのです。ですからそういう、いわば財政豊かなところはそういうふうに厚くできるのかもしれませんが。

そういうことではなくて、やっぱり、義務教育でやっていかなければならないと、勉強していかなければならないという環境のもとでは、やっぱり通学費を最優先で考えていってあげなければいけないのではないかなというふうに思います。

先ほど町長が答弁されておりましたように、循環バスで、子どもたちと、いわゆる高齢者だとか、それからお年寄りだとかが混在して乗るとことのいい点はわかります。それはそれとして、当然、それはいわば羅臼町の特徴でもあるというふうになるわけですし、それはいいのですけれども、そこに子どもたちに通学費が発生するというのはいかなるものかなというふうに私は思っているわけです。それは大いに、町内循環バスを利用していただくというのは本当に結構な話なのですけれども、そこに通学するときに、子どもたちに通学費が必要だということが、私はどうも理解できないところなのです。

今、町長は、財政問題のいろいろ優先順位を考えて、これもやっていくというふうに前向きに私は捉えておりますけれども、本当に通学費の負担というのは、なかなか羅臼の町民たちはおとなしいというか、町が決定しているところで文句を言わないのかもしれませんが、一応、私が議員になりましたのは、平成19年に当選させていただいて、そのちょっと前に羅臼町に移り住んできたのですけれども、そのときに、既に知円別小中学校が統廃合するということで、PTAの会合なんかにオブザーバーとして参加させていただきました。そのときにやっぱり親たちが一番心配しているのは、小さい子どもたち

が路線バスに乗って大丈夫だろうかという心配、つまり安全問題と、それから、ほかのところはみんなスクールバスだと。何で我が町だけ、バス代をかけて行かなければならないのだというふうな意見が圧倒的に多くて、すごく、それで教育委員会のほうも、統廃合の話を進める意味で、障害になっている部分というのはあったのです。だけれども、いろいろ町のほうも調べまして、統廃合するときには、在校時の子どもたちに対しては卒業するまでは交通費を払うと、通行費を補助しましょうというのがありましたので、一時納得して、それで統合に向けて進んでいったわけです。ですから、いわゆる親たちの負担を考えれば、1人の定期代としては月に1,500円、3,000円と、それほど負担ではないというふうに言えるかもしれませんが、それが積み重なると、やっぱり、今度は子育て、たくさん子どもを養っていくのにそれだけコストがかかってくると、どうなのかということまで考えますから、やっぱり子育て支援を我が町も考えていく上で、その辺を手厚くやっていかなければ、ましてや義務教育ですから、そこら辺を本当に考えて、早く対応していただきたいというふうに私は思います。

学校統廃合のことで、学校文化論を書いた京都精華大学の中島教授が言っているのです。「学校がなくなった過疎傾向のある地域には、子育て世帯が住まなくなり、さらに過疎が進む。そうした地域における学校統廃合は、人が住めなくていいというメッセージにも聞こえる」というコメントを出しております。この言葉を我が町に当てはめれば、廃校された地域は人が住めなくていいというふうにも聞こえますが、絶対にそのようなことにならないように、子育てしやすいよう、また、不公平、不平等にならないように、義務教育の子どもたちの通学費全額補助を早急に、なるべく早く検討していただきたいというふうに私は思います。町長、何かそれで答弁いただけたらと思いますが。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 私が先ほど答えたことに変わりはありませんけれども、そういった子育て支援を含めて、今後いろいろなテーマがございます。そういった中で、しっかりどう対応していくのかということについては、日々職員とも一緒に考えておりますので、その中で、できる限り子育て支援につながるような、御家庭への負担軽減ということも含めて、さまざまな観点から検討はしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） ぜひ、教育環境ということが、やっぱり羅臼町、これから教育にも熱心になっていただきたいということも含めまして、ぜひ早目に検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで、私の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 以上で、高島君の一般質問を終わります。

次に、6番坂本志郎君に許します。

坂本君。

○6番（坂本志郎君） 通告に従い、一般質問をいたします。

私の質問テーマは4件です。

初めに、子どもの医療費助成に関してお伺いします。

子どもの医療費助成については、ことし4月の第1回定例議会でも、少子化対策、子育て家庭の経済的支援の観点から、助成拡大を実施すべきとの立場で質問をしています。この子ども医療費無料化を求める運動は、今、全国に広がり、北海道でも道の基準を上回って助成を拡大する市町村は、昨年9月の段階ですが、107を超えており、現在はさらにふえています。その上で3点お伺いします。

1点目、管内1市4町における子ども医療費助成実施状況をお答えください。

2点目、羅臼町が中学校卒業まで無料化を実施した場合の、当町の対象人数と負担額は幾らと試算されるか。

3点目、子育て支援少子化対策として、中学卒業まで医療費の無料化を新年度、来年度から実施すべきと思うが、町長の考えをお伺いします。

次に、羅臼高校の存続対策についてお伺いします。

今月6月8日付道新に、道教育委員会が2017年から2019年度の公立高校配置計画案を公表しました。釧路管内では白糠、弟子屈、別海、そして我がまち羅臼の4校で、17年度それぞれ1学級増が示されました。率直な気持ちとしては、よかったという感想を持っています。

羅臼高校は、今年度の新生が定員割れ、1学年1学級となりましたが、来年3月の中学校卒業予定者は56人で、1学級増になったようです。

2点お伺いします。

1点目、現在の学年別生徒数と、5年後、2021年、10年後、2026年、15年後、2031年の予測生徒数をどのくらいに想定しているかお答えください。

2点目、公立高校存続に必要なとされる生徒数、道の基準と存続必要数を下回った場合のまちの考え方について、町長、教育長にそれぞれお伺いをいたします。

次に、羅臼町における認知症対策についてお伺いします。

2025年、平成37年、9年後ですが、高齢者の5人に1人が認知症またはその予備軍と言われています。

3点お伺いします。

1点目、羅臼町の現在の認知症患者数と65歳以上に占める割合。

2点目、当町の認知症予防対策及びフォローアップ対策はどうなっているか。

3点目、国の新オレンジプランの内容と羅臼町の取り組みについてお答えください。

最後に、釧新、釧路新聞での報道によると、北方領土隣接地域振興対策根室管内市町村連絡協議会、北隣協というふうに使われていますが、この総会で、湊屋町長が、この北隣協の取り組みとして修学旅行誘致の提案を行ったと書かれています。誘致目標は1万人で、1人1万円の補助で、総事業費1億円を要するとのことでした。この提案の目的と具体的事業の考え方についてお伺いし、再質問を留保し、1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 坂本議員から、4件の御質問をいただきました。

1件目は、子ども医療費助成に関して、3点の御質問であります。

1点目は、子ども医療費助成の近隣自治体、管内1市4町の実施状況についてであります。

医療費の助成につきましては、北海道が基準を設定しており、羅臼町、中標津町がこの基準により助成を行っております。内容は、3歳までは初診時の一部負担以外の全ての医療費を助成、3歳から小学校入学前までは課税世帯の本人負担2割に対して1割の助成、非課税世帯には初診時の一部負担以外の全ての医療費を助成しております。小学生については、通常の3割負担に対し、課税世帯の入院に係る医療費の2割を助成、非課税世帯では、入院に係る医療費で初診時の一部負担以外を助成対象としております。中学生については助成を行っておりません。

別海町につきましても、これまで北海道基準で実施してはいましたが、本年10月から中学生までの全ての医療費を無料化することとなります。

根室市につきましては、北海道の基準に加えて、小学生の通院に係る医療費も対象としてはいましたが、本年度より、中・高校生についても入院に係る医療費のみ、課税世帯は1割負担、非課税世帯は無料としております。

標津町につきましては、ゼロ歳から18歳までを対象に医療費の無料化を行っております。

2点目は、中学卒業まで医療費を無料化した場合の対象人数と負担額についてであります。

人数につきましては、本年4月1日現在、中学生以下の人数は645人となっております。5月1日の学級編制基準日で、小学生244人、中学生が167人です。

医療費の算定につきましては、平成27年度の国保加入者に係る1人当たりの自己負担額をもとに算定いたしますと、北海道基準以外の助成額で約1,200万円と見込まれます。

3点目は、中学卒業まで子育て支援・少子化対策として医療費の無料化を新年度から実施すべきと思うが、町長の考え方についてであります。

坂本議員には、これまでも子育て支援や少子化対策についての御意見や御提案をいただいております。医療費の無料化につきましても、昨年12月議会で御質問をいただき、現状の財政状況では助成拡大は難しいとの答弁をさせていただいたところであります。

私自身、子育て支援については、厳しい状況にあっても少しずつでも進めていきたいと考えておりますし、子育て家庭の経済的支援につきましても重要課題と考えております。

医療費助成につきましては、医療費の適正化を含めて検討してまいりますので、御理解を賜りたいと考えております。

続きまして、2件目は、羅臼高校の存続対策について、2点の御質問であります。1

点目の現在の学校別生徒数と、5年後、10年後、15年後の予測と、2点目の存続を必要とされる生徒数と存続必要数を下回ったときの町の考え方については、関連がありますので一括して答弁をさせていただきます。

現在の羅臼高校の生徒数は、1年生34名で1学級、2年生42名で2学級、3年生20名で1学級となっております。また、5年後の予想生徒数は、1年生39名、2年生53名、3年生58名となります。次に、10年後は、1年生41名、2年生32名、3年生39名となります。さらに、15年後は、1年生32名、2年生25名、3年生37名となります。

これまでの間、定員80名の2間口で募集してきておりますが、現状の羅臼高校への入学率はおよそ70%以下でありますから、予測生徒数にこれを乗じた進学生徒数では、5年後からはどの学年も40人を下回り、1学級となることが予想されております。

このような状況の中、幸いにも先週の北海道新聞記事にありましたように、北海道教育委員会の公立高等学校配置計画では、平成29年度、30年度の羅臼高校の募集間口を2間口とする旨の発表があったところであります。

現在、羅臼高校の入学者選抜は、連携型中高一貫教育校の連携型入学選抜により行われております。募集間口が1間口となりますと、定員が40名となりますので、羅臼高校への進学を希望する生徒がこの定員を上回れば、入学者選抜に係る倍率も高くなりますし、進学を目指す生徒は、羅臼町外の高校への進学を余儀なくされることとなってしまいます。このたびの公立高等学校配置計画の発表に安堵したところでございますが、一喜一憂している状況ではなく、さきにも述べたとおり、予断を許さない状況には変わりありません。

現在、羅臼高校は、連携型の中高一貫校の指定を受けて6年間の一貫教育に取り組み、生徒一人一人の個性を重視した教育に取り組んでおります。指定を受けて9年、その成果として、生徒の自己実現への取り組みが実を結び始めており、羅臼高校からの大学や短期大学、専門学校への進学率も向上し、最近では国公立の4年生大学の合格も果たしております。

北海道教育委員会は、連携型の中高一貫校の成果の検証を始めますことから、その動向を注視していく必要がありますが、北海道の高等学校基準によりますと、今後、1間口が連続し、さらに1学年の在籍数が20人未満となりますと、いよいよキャンパス校の対象となり、北海道教育委員会から将来の羅臼高校の再編についての打診があるものと予想されております。

このようなことから、羅臼高校の存続検討協議会を早急に立ち上げ、羅臼町全体の教育の将来イメージを描きつつ、その手だてを今から検討していく必要があると考えているところであります。

続きまして、3件目は、羅臼町の認知症対策について3点の御質問であります。

1点目は、当町の現在の認知症患者数と65歳以上に占める割合についてであります。

平成28年5月末現在、要介護認定者243人中、認知症診断を受けている方は62人です。5月末現在の65歳以上の人口が1,442人ですので、占める割合は4.3%となります。しかし、羅臼町の高齢者全体の認知症の方の数となると、もう少し多くなることが予想されます。

2点目は、認知症予防対策及びフォローアップ対策についてであります。

現在、認知症は、アルツハイマー型が約半数、脳血管性認知症が約2割と言われております。ともに高血圧や糖尿病などの生活習慣病が危険因子であることはわかってきております。そのため、生活習慣病の早期発見、早期治療及び生活習慣の改善が認知症の予防につながると言っても過言ではありません。日ごろより、生活習慣病を予防する生活を心がける、また、特定健診を毎年受診し、生活習慣病の可能性がないかどうかを確認いただくことが重要な予防となります。

そのため、町で行う総合健診や診療所などの医療機関等での個別健診などの機会を確保し、より健診を受けやすくする体制を整え、結果説明会を丁寧に行うことが認知症の予防対策と言えます。特定健診の結果で、生活習慣病のリスクの高い方に対して特定保健指導を行い、経過を見ていくことが予防対策のフォローアップとなります。

また、昨年度から実施しております認知症予防教室に参加されている方にも健診を受けただき、同様の取り組みを行っております。ここでは、認知症の予防に有効と言われる運動を取り入れるとともに、自宅でも自主的に継続できるような支援も展開しております。

いずれにいたしましても、認知症の予防については生活習慣病の予防が第一と考えますので、議員各位はもとより、町民の皆様におかれましても、特定健診を受診されることをお願いいたします。

3点目は、国の新オレンジプランの内容と羅臼町の取り組みについてであります。

この新オレンジプランの基本的な考え方は、認知症の人の意思が尊重され、できる限り、住み慣れた地域の良い環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すとし、認知症への理解を深めるための普及啓発の推進、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供など、七つの柱を掲げております。

当町における新オレンジプランの取り組みとしては、認知症の理解を進め、その当事者や家族を支えるための認知症サポーター養成講座の開催を平成20年から実施し、延べ379人のサポーターを養成しております。これは、65歳以上の人口3.8人に1人のサポーターがいるという計算になります。今後も講座を継続するとともに、サポーターとなった方が実際に認知症の方やその家族を支える支援体制をつくる仕組みを検討してまいります。

また、現在、認知症の疑いがある方について、必要に応じて専門的支援が速やかに受けられるよう、認知症初期集中支援チームの設置に向けた検討を行っているところです。今年度は、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、医療機関や介護サービ

ス機関との連携を図る支援や相談業務を行ってまいります。

いずれにいたしましても、高齢化が進むにつれ、今後も認知症の方がふえていくと思われれます。生活習慣病の予防により、認知症を防ぐとともに、町民皆様の御理解を得ながら、認知症の方々を支える体制を整えてまいります。

4件目は、修学旅行誘致に関してであります。

当町の修学旅行等の誘致に係る取り組みにつきましては、平成23年度に役場、観光協会、漁協、商工会が幹事団体となり、16の団体や機関に協力団体として加盟していただき、知床羅臼町体験学習推進協議会を設立し、地域資源を活用した体験プログラムの開発や教育旅行の誘致活動と受入体制の整備などを行ってまいりました。

また、平成24年度には1市4町による根室管内教育旅行誘致推進協議会が設立されており、この中で、教育旅行の誘致活動は地域の学習メニューと宿泊環境の整備、移動交通手段の確保、旅行会社による学校へのプロモーションの3つの要素が一体となった効果的な取り組みが必要として、地域、航空会社、旅行会社の3者が一体となった実効性のある協働事業を進めるため、根室振興局、管内1市4町、全日本空輸、近畿日本ツーリスト、トップツアー、JTB、日本旅行と協定を結び、首都圏の学校関係者向けのモニターツアーの実施やPR活動などの誘致活動を実施してきております。

さらに、内閣府の北方領土を目で見る運動の修学旅行誘致事業補助金制度があり、北方領土問題に対する正しい認識と高揚を図り、北方領土返還要求運動の次代を担う後継者の育成を図ることを目的として、修学旅行等で根室管内に訪れて、北方領土教育のプログラムを取り入れた中学校や高校、教育関係団体等への体験プログラムの経費や、根室管内で宿泊した場合に、1人1泊1,000円の補助を行っております。

知床羅臼町体験学習推進協議会や根室管内教育旅行誘致推進協議会の誘致活動の結果、平成24年度と25年度には1,000名以上の修学旅行生徒が来町され、産業体験、自然体験、北方領土学習等を通して、ほかでは体験することができない魅力あるプログラムを提供することができ、訪問された学校には大変好評をいただいていると感じておりますが、平成26年度以降の修学旅行の訪問件数は減少傾向にあり、継続して訪問される学校が少なく、その原因を検証したところ、1点目には、中標津空港利用に関する件で、羽田中標津線の中標津到着時間の不便さと運賃設定や中型機の確保の問題、2点目に、新千歳空港におりた後のバス移動によるコストの高騰、3点目に、修学旅行の生徒1人当たりの自己負担額が考えられます。

これらのことから、首都圏の学校が修学旅行で北海道を訪問される場合には十勝エリアまでと言われており、北方領土隣接地域へは行きたくても行けないという現状にありますので、現在活用しております内閣府の補助金制度に対して、補助額の増額や対象団体の拡大を図り、学校や教育団体等が北方領土隣接地域を訪問しやすい環境整備を図るための要請活動を進めてまいりたいと考えております。

補助制度が拡大されることにより、これまで課題となっておりました経費の問題が解決

され、全国へ教育旅行に関して広くPR活動を実施し、北方領土隣接地域を訪問される学校や教育関係団体等の増加につながり、これからの次代を担う多くの生徒が北方領土問題に関心を持ち、理解を深めることが可能となります。あわせて、交流人口の拡大を図り、地域経済の発展につながるものと感じております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 私の質問について、それぞれお答えがありました。

再質問いたします。

最初に、北隣協の修学旅行誘致取り組みの目的、考え方について、今お答えがありました。

北方領土問題については、釧路管内を除くと、全国的には必ずしもその理解が進んでいるとは到底思えません。その意味では、全国の修学旅行、学生を誘致して、北方領土学習を行う北方領土問題の啓蒙活動は重要です。あわせて、宿泊あるいは飲食という地域振興にもつながります。その上で1点、ともすると、この補助金の関係というのは、本庁、東京の霞ヶ関へ行って、補助金の額をふやしてくれと、こういう何とか詣で、お参りみたいなことをやっていたのですが、今回の提案は具体的な中身を伴っていますので、今までのにはちょっと違うなど。その上で1点、この事業を現実化するため、今後どういった行動が必要か。私は、根室管内、釧路管内の各自治体の共同の共通の取り組みとして、統一の要望書で国への働きかけを強めるべきと思いますが、町長の考えをお伺いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 修学旅行誘致ということについての御質問であります。

ただいま坂本議員がおっしゃられたことでありますけれども、今までのいろいろな、こういったまちからの要望ですとか、昔で言う陳情というものにつきましては、それぞれ地域ですとか市町村で、こういうことをお願いをしたいということを今までは要望書という形で上げておりました。今回の私の1市4町隣接地域へ御提案をさせていただいたのは、先ほど言った内容に沿ったものでありますけれども、今までのようなお願いをするという形ではなくて、企画書としての提案をしていきたいというふうに考えております。

例えば、今回の場合は学校に対して、本当に、北方領土学習を含めて、自然体験も含めて、この地域へ来たいという学校に対して、北方領土の返還運動の一環として、そういった学校に助成を与えてほしいということでありまして、直接この地域にお金を落とすとか、補助金をくれというようなお話ではないのです。ですから、そういった意欲のある学校に対して助成を行っていただきたい。

この地域は、そういった生徒さんが学びに来るといふものに対して、ここは汗を流しますというような御提案をさせていただくことになっております。ですから、そういった生徒さんをどうやって受け入れて、どういうふうにおもてなしをして、どういうふう北方領土学習をしていって、帰っていただけるかということ、この地域全体でそれに取り組



んでいきましょうという御提案を隣接地域の会議の中でさせていただいております。

そういった中で、そういった方々を受け入れるということで、この地域の経済の発展につなげていきたいというふうに考えております。とすれば、補助金というのは、どうしてもこういうことをしたいから欲しいというものではなくて、補助金があるから、そのために何をやるかということがよく話されることが多いわけでありましてけれども、この地域は、戦後70年、この北方領土の問題が一向に進展しない中、やはり、啓発運動、これから次世代を担っていく子どもたちに理解をいただくということに力を注いでまいりたいと。そういった意味では修学旅行生の、または交流人口の拡大ということで、経済効果も一緒に考えながら、北方領土の返還運動を行ってまいりたいということを企画書として国に訴えてまいりたいというふうに考えておりますので、その辺、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 趣旨は非常に賛同できるものですから、その実現のために近隣町との連携を密にして、ぜひ進めていただきたいとします。

次に、羅臼町の認知症対策について、お答えがありました。

羅臼町の現段階での認知症患者数は62名、65歳以上に占める割合は4.3%。この62名は、要介護者の中で見えていますから、国が言っているように予備軍、こんなことを言うと、私を含めた高齢者には失礼なのですが、予備軍が相当数いるということで、もちろん、チェックも何もしていませんから、どのくらいの予備軍がいるのかはきっとわからないのだというふうに思いますが、予防対策についても進めている旨、お話がありました。

国の認知症に対する認識なのですが、こう言っています。高齢者4人に1人が認知症の人またはその予備軍であると。高齢化の進展に伴い、認知症の人はさらに増加、2012年は7人に1人、2025年度には5人に1人というふうに言っています。

先ほど新オレンジプランについて、その内容と今後の取り組みについて説明がありましたが、この新オレンジプランというのは厚生労働省が主体になって、関係府省庁と協働で、要するに国が一つの固まりとして出した、それだけ大きな問題として捉えているということだと思っておりますが、正式には認知症施策推進総合戦略、このことを指します。羅臼町の認知症サポーターの数が、現在、延べ379人というお話がありましたが、この認知症対策である新オレンジプランは、先ほどお答えもありましたけれども、認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなくて、認知症の人が、その病気とともによりよく生きていくことができるような環境整備が必要だとして、この方たちの意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよりよい環境を自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す、こういう長い目的になっているのです。

全体で七つの柱から成り立っていますが、一つ目の柱で、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進ということで、羅臼町として2点、取り組みをしていただきたいこと

がありますので、質問を兼ねて申し上げますが、お答えの中には今後もサポーターについてはふやしていくのだというお答えがありましたが、実は私も、この認知症のサポーターの講習を受けています。同僚議員の中でも何人かいらっしゃる。もちろん、皆さんの中にも結構な数がいらっしゃるかなというふうに思っていますが、このオレンジプランの中で指摘されているのは、1日何時間かの講習で、実は認知症サポーターで、オレンジのリングが一つ、それがもらえるからやったわけではないのですが、そういうことになっています。この養成講座を修了した者に対して、その復習も兼ねて学習する機会を設けるとともに、より上級な講座などの取り組みを推進することと、こうなっているのです。ぜひ、私も相前にこのサポーター講習を受けているわけですが、結構な数がいらっしゃるのです、まさにこのとおり、復習を兼ねて、もう一つ次の段階、羅臼町の状況が今どうなっているのかということも含めて、学習する機会をぜひ設けていただきたいというのが1点です。

それから2点目は、これは教育長のほうの関係になるのかなと思うのですが、大分前ですが、学校で認知症サポーターとか認知症の教育をするというお話がありましたけれども、学校での、小学生はどうかと思うのですが、中学校、高校あたりですが、認知症の人を含む高齢者への理解を深める教育を、年間何時間かということになるのかと思うのですが、この教育をぜひ推進していただきたい。

この2点について、お伺いします。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 1点目の養成講座の参加者に対しましての復習並びに上級学習の機会を設けることについてということですが、先ほど町長の答弁にもありましたが、実際には平成20年から379名のサポーターを養成しており、今後に向けては、その研修を受けていただいた方の復習する機会ですとか、さらに、そういった方がどう認知症の方々や家族を支えていくかという体制を今後、町の中で検討してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 中学校、高校とか義務教育も含めて、この認知症サポーターの事業の関係なのですけれども、現在、取り組みは、全く進んでいるというわけではないのですけれども、今後、保健福祉課とも協力しながら、校長会並びに高校との連携をしながら進めていきたいと思っております。

なお、ことし、高校のほうにもそのボランティアサークルというのが久しぶりに立ち上がったと聞いております。今後、この辺も含めて、いろいろな面で検討していけるのではないかなと私は考えております。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） ぜひ、国の方針でもありますし、国の方針だからということでもないのですが、高齢者対策としては非常に大事なテーマだと思いますので、ぜひ進めてい

ただきたいというふうに思います。

次に、羅臼高校の存続対策についてお答えがありました。5年後が1年生39名、10年後が41名、15年後が32名、こういうふうに、これは予測をしているということだと思のですが、実際はどういうふうにするか。ただ、高校に入学するのは十五、六年後ですから、大体予測は立つのかなと思うのですが、もし、何か特殊なことが起きれば、また一挙に、ふえることはないでしょうけれども、減っていくのかなというふうに思います。

お答えにもありましたけれども、道の現行基準では、1年生が20人未満で将来の生徒数が見込めなければ統廃合の対象と、こういうことになっていますね。ですから、先ほど町長のお答えでキャンパス校という話もありましたが、キャンパス校にしても20人を切ったら同じことです。この間、阿寒高校の件で新聞に載っていましたが、要するに20人ということなのです。今後、生徒数の減少は確実に進んでいく、要するに人口推計を見れば、これは明らかなわけです。

私は、羅臼町にとって、羅臼高校の存続を維持するために必要な手だては何でもやるというふうに考えています。先ほど町長のほうから、同じお考えだというふうに思いますが、羅臼高校の存続検討協議会（仮称）を早急に立ち上げるということでしたが、ぜひ今年度中に立ち上げて、まずスタートする必要があるだろうというふうに思います。その上で、現段階で町として具体的な対策、この存続検討協議会が対策の始まりだと思うのですが、町長あるいは教育長の現在の頭の中に、具体的に検討しているようなこと、あるいは進めたいと思っているようなことがあれば、できるだけ短目にお答えをお願いします。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） お答えですけれども、私としては、やはり20名を切ってくると、キャンパス校にということで、道から将来の羅臼町はどうなるのかということで考えていくのかなと思います。近々では別海町でもその辺のことがあって、道では進学率を考えて、いきなり間口減をしてきたという経緯もあります。このことから考えても、この検討協議会は早急に立ち上げないとだめだなと私は認識しております。

羅臼町では、幼小中高一貫教育を進めております。残念ながら、まだまだ地域との連携を深めながら、高校までをイメージした取り組みがなされていないかなと思います。ですから、やはり、議員の皆さんも初め地域の有志の方の意見を聞きながら、将来の羅臼町のイメージを考えていければいいかなと私は思っているところでございます。

以上です。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 羅臼高校についてですけれども、当然これは将来的にどうなのと言われると、先ほどお答えしたように、非常に厳しい状況にはあります。当然、先ほど高島議員のお話にもありました、子育て支援をしていく中で、子どもたちがもっともっと、この地域でふえていくということが一番のことなのでしょうけれども、15年後を見

据えた中で、先ほどお答えした数になっておりますので、その間にもいろいろな問題が起きてくるのだろうというふうに思っております。

存続検討協議会ということで、この存続検討という、もう本当にそういう状況になっておりますよということは、当然、先ほどお答えをさせていただいた中にありますけれども、今後、羅臼高校を町民の皆さんがどのように考えていくのかと。僕は、高校生がいなくなるということについては、このまちに高校がなくなるということについては非常に危機感を感じておりますけれども、ここで私がこう考えているからという発言をするよりも、やはり町民の皆さんを交えて、今後、羅臼高校のことについて、しっかり意見を取り入れながら、まち全体としてどうしていくのかという検討をしたいというふうに考えておりますので、その辺、御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） その意味でも、羅臼高校の存続というのはやっぱり、町長が言われるように、多くの町民の皆さんに、大変このまちにとって大きな問題なのだということをやっぱり、この存続協議会は見事な名称だなと思いますけれども、そのままだなと思いますけれども、そこを通じて、広く意見を聞く、知らせるといふか、相談してきていただきたい。

若干つけ加えますけれども、キャンパス校の話もありましたけれども、もし羅臼で高校が廃校になれば、標津高校との統廃合などということも、私の立場だから好きなように言えるわけですが、十分考えられるわけですが、そういう意味では。ここから中標津まで通学というのはちょっと、関東と違いますから、北海道は非常に広いので、そういう意味では、ほかにも町立で設立し直したらどうだとか、いろいろ問題がありますけれども、20人を切ってしまったら、町立も国立も公立もないのです。ともかく20人以上確保することが至上命題だというふうに思いますので、ぜひ、そのような方向で進めていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、子どもの医療費助成についてお答えがありました。先ほど同僚議員の質問と、脈絡という点では同じだと思うのですが、子どもをやっぱり何としても大切にするということが大事ではないかという視点でお話します。

根室管内1市4町、根室、中標津、別海、標津、羅臼町、1市4町の助成の実施状況の説明がありました。私が個人的に調べたものがあるのですが、実はこれ、なかなか表にするのは難しかったのですが、というのは、助成の仕方がさまざまなのです。なかなか単純ではない。入院のみ助成をすとか、これもあるわけでしょう。それから、非課税世帯だけ助成すとか、いろいろななかなか難しいですが、簡単に言いますと、根室市は、小学校卒業まで現在の助成に上乘せをして助成をしています。高校卒業までは入院のみ助成をしています。別海町は、中学校の卒業まで全額助成です。標津町は、高校卒業まで全額助成です。中標津町と羅臼町は、道の基準どおり、先ほどお話がありました。小学校卒業までの助成となっているのですが、これも入院のみの助成と、こういうことですね。

これをもう少し広げて釧路管内1市10町1村で見ると、道の基準、これは就学前まで一部助成、小学6年まで入院のみ助成というのが道の基準なのですが、この道の基準どおりに運用しているのは、1市10町1村の中で、釧路市、釧路町、中標津町、そして羅臼町、この4町だけなのです。それ以外はそれ以上の助成をしているということですが。中学校まで助成しているのは浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、標津町、7つの自治体。さらに、この中で高校まで実施しているのが標茶町、弟子屈町、浜中町、鶴居村、標津町です。十勝管内まで広げてみると、十勝管内では帯広市を除いて18町村全てが中学生まで助成を拡大しています。うち3町は高校まで実施。これが今の状況です。

ちょっと1点だけお伺いしたいと思うのですが、財政が厳しいと町長は繰り返し言われています。私ももちろんそうだと思います。ほかの町も恐らく、多少財政力はうちとは違うかもしれませんが、どこだって厳しいのです。厳しさの高低はあるかもしれませんが。ではなぜ、そういう状況なのに、これだけ全国の多くの、北海道も含めて自治体が独自に子どもの医療費の無料化や軽減対策を実施しているのは、どういう理由によるものと考えているか、町長のお考えをお伺いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 財政力の話をしますと、多分、そればかりかというふうにお思になるでしょうけれども、今お答えになった、各取り組んでいる、少なくとも、多少なりとも道の基準以上に取り組んでいるところと比べますと、やはり財政力の問題というのは大きいものがあるだろうなというふうに感じております。それぞれの自治体の状況、そういった状況の中で、羅臼町においては、これに手をつけていくというところについては非常に厳しい状況にあるというお答えをせざるを得ない状況だというふうに御理解をいただきたいというふうに思いますし、前にも御質問をいただいておりますけれども、子どもの生命を守るというのは、これは基本中の基本でありますから、そのことが必要ないということは一切思ってもおりませんし、できる限り取り組んでいきたいとは感じておりますけれども、この問題、道の基準にしましても、多分この基準が、今の現状だとか、町民、市民、道民、国民が求めるものの基準よりも低いのだろうというふうに感じております。ですから、それぞれ余裕のある自治体については、余裕があるといいますか、取り組める自治体については取り組んでいるのだろうというふうに思っております。

こういった問題については、やはり、国の施策であったり道の政策であったりというところにしっかりとした対応を求めていくことも、また必要な部分でもあろうかなというふうにも思いますし、できる限り、羅臼町としても努力はしてまいりたいなというふうに感じているところでございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 私は、子ども医療費の無料化とか軽減策については、この間、過去の議会で何度も質問をしております。大もとで言いますと、自治体ごとに、子どもが病

気になったときにかかる医療費に差があるなんて、こんなばかな話は本来ないのです。町長、最後に言われましたが、国がやっぱり本来それを制度化すべきなのです。ところが、国は上乗せ助成しているところにペナルティーをかけるなどと、ばかなことをやっているわけです、実際。あとで意見書の話もありますけれども。そういう現状にあるわけですが、私は、お金の心配なく子どもが医療機関にかかれるようにすることは急務であるというふうに考えます。

1回目の質問のお答えで、中学卒業まで医療費を助成する場合、対象人数は645名で、上乗せの必要コストは1,600万円ということでした。当然のごとく、財政が厳しいのははっきりわかっているのですが、少子化対策、子育て支援として、羅臼町も一步踏み出すべきだと私は考えます。今後、町として、道内各自治体の子ども医療費助成の上乗せの実態を細かく調査した上で来年度の施策にぜひ加えていただきたい、このように思います。

以上申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 以上で、坂本志郎君の一般質問を終わります。

ここで、11時35分まで休憩します。

午前11時21分 休憩

---

午前11時35分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番田中良君に許します。

田中君。

○2番（田中 良君） 通告に従いまして、2点の質問をさせていただきます。

まず、第1点目に、報道等でも紹介ありました知床羅臼ブランドマークについて。

現在、羅臼町で取り組んでいるマークのことなのですが、今後の方向について町長にお聞きしたいと思います。

2点目に、GIマーク、国の推奨する地理的表示関係のものなのですが、これは日本全国の中でも、そこの地域の名前がついたブランドということで、商品価値をより高めるためのブランドマークとして国が推奨しているものでございます。これにつきましても、羅臼町という世界遺産のまちでありまして、羅臼のブランドがついているものが出ればどのような取り組みをしていけるかということで、羅臼町としての考え方と今後の展開方法について、羅臼町の取り組みの方法を町長にお聞きしたいと思います。

以上2点につきまして、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 田中議員から、2件の御質問をいただきました。

1 件目は、「知床らうすブランド認証制度」の現在の取り組みと今後についてであります。

羅臼の水産物のおいしさは広く知られているところではありますが、知床羅臼ブランドは、羅臼町内で生産される、または羅臼産の原材料を使っている品物の中で、自信を持って広くPRできる逸品を全国へ発信することにより、知床及び羅臼町の知名度向上を図るとともに、ブランド品のPRや販売促進、販路拡大を図るために、漁協、商工会、観光協会、加工振興協会と町で立ち上げたものであります。3月21日に20品、6月6日に3品の合計23品が認証されており、今後は各イベント等で知床羅臼ブランド商品をメインに、深層水商品、ふるさと納税の返礼品とともにPRしていく計画をしております。

2 件目は、地理的表示保護制度、通称GIの羅臼町の考え方と取り組みについてであります。

地理的表示保護制度、通称GIとは、品質、社会的評価、そのほかの確立した特性が産地と結びついている産品について、その名称を知的財産として保護するものであることから、羅臼町内の農林水産物では、羅臼昆布以外は対象になるものはありません。また、申請者は生産、加工業者の団体となっており、羅臼昆布であれば、羅臼漁協のみが対象となります。

制度の大枠といたしまして、登録した産品については、品質にお墨つきを与えること、ほかの産品との差別化が図られ、不正な地理的表示の使用は行政が取り締まることとなっております。

なお、国ではTPP発効後、国内でGI登録された産品の輸出促進にもつなげていきたい考えを示しておりますので、町といたしましても、漁協が申請及び登録することによって、知名度の向上、商工業の活性化及び観光分野までの波及につながり、昆布生産者の所得増加にも発展する可能性があると考えております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） 今、町長から説明がございました。

まず、第1点目に、知床羅臼ブランドマークについて2点質問させていただきます。

まず1点目は、議会のほうに、けさ、羅臼ブランド認証品の一覧表が届いております。これを見せていただきまして、まず1点、町長に質問したいと思います。

現在、ブランド商品として認定したものは、ほとんど2次加工もしくは3次加工程度ぐらいのものなのですが、この辺につきましても、これがこういう原材料、羅臼はたくさんいいものがあります。これが4次、5次のさらなる、ほかの業界と組んでの商品等が、今後、羅臼町が取り組む商品だと私は考えているのですが、その辺、町として、今、6次加工までとかという話もしていますので、ぜひ、この辺のあたり、どういふうにここをまず考えているか、それが1点と、もう1点、ここに今、列記しているものがほとんど水産系のものでございます。羅臼町にも、若干ながらも酪農が入植して、酪農の人方が9軒ほど今営農されております。この辺も、乳牛がほとんどでありますけれど

も、その辺のあたりも知床ブランドとしてのバックアップができるような形をとれるようなことを町で考えているかどうか、その辺の２点、ちょっと町長から聞きたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 田中議員からの今の御質問でございます。

ここに２３品目書かれておりますけれども、確かに、例えば開き物であったり、干した一夜干しの商品というのが今までの主流でございました。そういった意味では、そういったものが多くなっているのは確かでございます。

今後、こういった羅臼のブランド品として、新たな取り組みとしてといいますか、今までもやってきてはおりますけれども、さらに商品づくり、もっともっと、例えば商品としての価値のあるもの、もっと手をかけて、最終的な商品としていくものについては、羅臼町としても、いろいろな協力もしてまいりたいと思いますし、また、そういったことを手がけていくためのいろいろな制度もございますから、そういったものを利用していただきながら、新しい商品づくりに取り組んでいくような手助けはしてまいりたいというふうに思っております。

また、水産品のみならず、酪農もありますから、そういったところというお話しですけども、ただいま酪農９戸ございますけれども、その中で、牛乳、生乳を使った新たな商品づくりをしたいという取り組みも既に行われておりますので、そういったものに対しては全面的に協力をするというところで、今現在動いております。ですから、今後、バターやチーズづくりのようなもの、そういった商品開発も含めて、羅臼町にいる酪農家の方々と一緒になって取り組んでいくということになっております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 田中君。

○２番（田中 良君） ぜひ、そのような取り組みを、今、町長から説明を受けたとおり、私たちも情報としてはごく一部入ってきております。やっぱり生産者の人方、若い人方でも、起業しようということで、羅臼昆布を使ったり、いろいろなことを今、取り組んだり、あと、酪農であれば、乳製品のチーズとかそういうものをつくったりということで、小さいながらも、知床で産品できる、いいものを使ってつくるという意識は見えていますので、ぜひその辺のあたりの、やっぱり資質のアップというのですか、商品もそうなのですが、やっぱり作り手の思い入れがかなり詰まるものができると思いますので、その辺のあたりはぜひ、町としてもバックアップしていただきたいと思います。

先ほど町長からもいただきました２３点なのですが、この中にもいろいろ加工されて、これをベースで調味料だとかいろいろなものに発展しているというものもありますし、今後、いろいろなものが知床羅臼ブランドという、これは羅臼のまちのブランドマークですから、やっぱり、いいものはどこへ出しても恥ずかしくないということは当然のことです。私たちも、いろいろな人に羅臼に来てもらって、羅臼のものを説明を受けて帰り



ます。その点につきまして、いろいろな人が来たときに、特に羅臼ブランドにつきまして、今後期待したいのは、いろいろなところで手に入るという、いわゆるまちの中を歩いたときに、ブランド品が、実はイベント会場とか、この間ちょっと加工屋さんで見せてもらったら、ブランド品のマークを張って、つくっている現場を見させてもらったのですが、そういうものが羅臼のまちなかで見られるような、そういうような仕組みというのも、ぜひ、イベントばかりでなく、観光客の方、町外の方がいらしたときに、ああ、これが羅臼ブランドなのだというイメージがもっとつくような形を、取り組みを幅広くやっていただければありがたいと思います。

特に、この週末には羅臼の観光の幕開けの知床開きが始まります。そういうところで、やっぱり何千人、何万人というお客さんが来るのですから、その場所も大切ですが、やっぱり、いろいろな場所で、来る、通過型とはいえども、体験型の観光は羅臼もかなりふえてきていますから、ぜひ羅臼のブランドを帰りのお土産の一つに加えてもらえるような方法をとっていただきたいと思います。

その辺について、何か町長ありましたら。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 確かに、このブランドマークをつけたからといって、すぐにそれが大量に売れていくということではありませんので、まずは、このブランドのマーク、前回の議会でお示したマークですけれども、これの認知度をまず高めていかなければいけないというふうに思っておりますので、こういったマークができて、こういった商品を羅臼町がしっかり担保して、皆さん安心して購入していただきたいという意味も込めて、もっと広く認知をしていただくことがまず大事なというふうに思っておりますし、町内のみならず、さまざまところで、この商品が売られていくための努力というものもあわせてやっていかなければいけないですから、そういった意味では、この認証を受けた会社または団体等々と、これからいろいろPRに向けて、または商談に向けて、いろいろな形で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ、そのように取り組みをやってください。微力ながらも、私もその辺につきましては、情報提供とかいろいろなことを発信できると思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

続いて2点目なのですが、実は今回、このGIマークにつきまして質問させていただきました。前に白黒で見させてもらったときに、実はちょっといいマークだなというふうに興味を持って見ていました。

今、町長から質問に対しての回答があった中で、うちのまちでは、実は羅臼昆布しかこれは当てはまらないのだということの説明を受けました。それを踏まえすと、羅臼昆布は昔から羅臼の名産の一つでありますし、取り扱えるのが漁協であれば、漁協へどのようなアプローチをかけたか何だかしているかということもまず1点聞きたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 先ほど説明させていただいたとおり、羅臼昆布が当てはまるだろうと。それで、農林水産省等、また、ここで管轄しています振興局等の担当の方からは、羅臼昆布の申請はいかがでしょうというお話も実はいただいておりますので、このことの情報提供も含めて、羅臼町としては取り組んだらいかがでしょうかということを羅臼漁協のほうにはお伝えをさせていただいて、羅臼漁協のほうで協議をさせていただいているということであります。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） その進捗状況というのは漁協のほうで決めることでありますけれども、ただ、こういうことというのはやっぱり、まちを全体で盛り上げないと、多分浸透していかないと思います。一部、漁協さんだけの組織内というよりも、やっぱり漁民を含めて、特にことしは昆布の豊漁年というのもあります。やっぱり昆布製品も、ことしは多数上がると期待しております。特に、でき上がったものは、やっぱり僕らも子どものころからそれを口に含んで、食生活の一部として使っていますし、やっぱり日本で有数なものだと思いますし、こういうものにつきましては、やっぱり生産者も交えたいろいろな取り組みの方法があると思うのです。特に、このG Iマークがつくとすれば、昆布の価値は上がると思いますし、組合自身も、一昨年からスペインだ、イタリアだと海外に向けて、うまみという成分を強調しているのであれば、ぜひ組合も、やっぱり取り組むことをしていかなければならないと思います。

これは多分、町サイドばかりでなく、我々議員であっても、何か組合の機会、会合があったときに、どうなっているのだというぐらいのバックアップをしなければ、私はいけないと思うのですけれども、町としての取り組み方を逸脱したものの、私たちはバックアップできないので、ぜひその辺のあたり、こういう方法がとれるのだけれども協力願えないかとかということがありましたら、ちょっと町長からお聞きしたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 私の思い、羅臼町の思いというのは先ほど言ったとおりですし、田中議員のおっしゃったとおりであろうかというふうに思っております。ただ、このことの申請者というのは、あくまで漁協が申請者になるということになりますから、私どもの思いは十分伝えておりますし、当然、これに申請するということになれば、一緒になって行動してまいりたいと思います。ですから、漁協のほうがこれについてどういう判断をされるかということを見守っていくというような形になろうかというふうに思っております。

ただ、このG Iマークにつきましては、北海道では夕張メロンというのが認定をされております。認定されて初めてのセリでありました先日、市場最高値をつけたということにつきましても、羅臼町にとって、この羅臼昆布がG Iマークに登録されるということは非常に名誉なことでもあるし、また、経済的にも非常に大きな、意義のあることだというふ

うな認識を持っておりますので、さらに羅臼漁協との連携を深めてまいりたいというふう  
に考えております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜび町のほうでも、組合が来たときには、やっぱり、申請は多  
分、組合になるかと思われま。そういう形になると思うので、やっぱり町として、でき  
る限りのバックアップをしていただきたいと思います。

私たちも、やっぱり漁民と接する機会も多いですし、そういうときにはやっぱり、こう  
いうマークがあるということは周知していききたいと思います。多分、漁民の皆さんの中  
では知らない人が多いと思います。

町長が今言ったように、夕張メロンが高価なセリ値、毎年高いので、何かなれになっ  
てしまつて、何百万円もする御祝儀値段がつく。ただ、組合にとっては、昆布の知名度を  
上げるための一つの手段としてはいいかと思ひます。ぜび、そういうふうに進めていき  
たいと思ひます。

ブランドマークとかG Iマークの2点につきまして質問させていただきました。今後も  
ちょっと、これも私、質問して申しわけないですけども、勉強不足のところもあります  
し、今後、推移を見ながら、また期間を置きまして、質疑を見ながらまた質問をさせ  
ていただきたいと思いますので、きょうの質問はこれで終わらせていただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 以上で、田中良君の質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

ここで、昼食のため1時まで休憩します。午後1時、再開します。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

午前中に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎日程第6 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について

---

○議長（村山修一君） 日程第6 報告第5号繰越明許費繰越計算書についてを議題とし  
ます。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書1ページをお開き願ひます。

報告第5号繰越明許費繰越計算書についてであります。

また、この後、予定されております議案第35号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補  
正予算から議案第40号につきましては、副町長並びに担当課長から内容について説明を

させますので、御審議、御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第5号繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成27年度目梨郡羅臼町一般会計繰越明許費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので報告する。

2ページをお願いいたします。

平成27年度目梨郡羅臼町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

この計算書に記載されております4事業につきましては、既に3月の第1回定例町議会及び5月の第1回臨時会において繰越明許費の議決をいただいております、5月31日に繰越計算書を作成いたしましたので、報告をするものでございます。

1款教育費1項総務管理費、事業名につきましては、オール根室ブランド強化推進事業（地方創生加速化交付金）でございます、翌年度に繰り越す額は1,092万円でございます。財源内訳につきましては、1,082万円が未収入特定財源、一般財源が10万円となっております。

二つ目は、町営住宅等長寿命化工事事業でございます。礼文町町営住宅の事業でございます、繰越額が1,100万円でございます。未収入特定財源550万円、一般財源550万円となっております。

次に、マイナンバー利用環境構築費用負担金事業でございます。繰越額3,362万6,000円、未収入財源が3,355万円、一般財源7万6,000円となっております。

3款民生費1項社会福祉費、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業でございます。繰越財源につきましては1,128万5,560円、未収入財源につきましては1,128万5,560円となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、報告第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第5号繰越明許費繰越計算書については、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 報告第5号繰越明許費繰越計算書については、承認することに決定しました。

---

◎日程第7 議案第35号 平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

---

○議長（村山修一君） 日程第7 議案第35号 平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の3ページをお願いいたします。

議案第35号 平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成28年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,926万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億8,976万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、継続費でございます。

地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

第3条は、地方債の補正でございます。

地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

13款国庫支出金、123万9,000円を追加して、2億4,300万7,000円。2項国庫補助金、123万9,000円を追加し、8,383万1,000円。補正額の内容につきましては、マイナンバーカード交付事業補助金92万9,000円、臨時福祉金等事務費補助金31万円、合わせて123万9,000円の追加でございます。

14款道支出金、750万円を追加し、1億2,658万7,000円。2項道補助金、750万円を追加し、2,865万4,000円。内訳につきましては、小規模治山事業の補助金2分の1の道補助金でございます。

16款1項寄附金、78万5,000円を追加し、2億4,891万9,000円。内容といたしましては、2点ございます。1点目は、水産系廃棄物処理施設運営団体からの修繕に係る寄附金53万9,000円、ウニ種苗生産施設管理運営団体からの、これも補修に係る寄附金24万6,000円、合わせて78万5,000円でございます。

18款1項繰越金、146万円を追加し、255万円。歳出の財源調整に繰越金を求めたものでございます。

19款諸収入、78万4,000円を追加し、2,323万2,000円。3項雑入、78万4,000円を追加し、2,283万円。内容につきましては、水産系廃棄物処理施設の修繕に係る町有物件の災害共済金の歳入でございます。53万9,000円でございます。ウニ種苗センター生産施設の補修に係る災害共済金24万5,000円、合わせて78万4,000円でございます。

20款1項町債、750万円を追加し、3億3,076万9,000円。小規模治山事業債でございます。

歳出でございます。

2款総務費、92万9,000円を追加し、8億5,110万円。3項戸籍住民基本台帳費、92万9,000円を追加し、950万6,000円。内容につきましては、マイナンバー通知カード、個人番号カードの関連事務交付金でございます。

3款民生費、31万円を追加し、5億2,578万1,000円。1項社会福祉費、31万円を追加し、4億3,491万3,000円。内容につきましては、年金生活者等の支援臨時給付金事業に係るシステム改修費でございます。

4款衛生費、253万8,000円を追加し、6億6,557万5,000円。1項保健衛生費、146万円を追加し、2億6,976万2,000円。内容につきましては、2点ございます。1点は、医療技術者の就学資金助成金でございます。作業療法士を目指す高校生に、今回申請があったために追加をするものでございます。もう1点は、墓地を今後利用しないということの申請がございまして、返還金として26万円を支出するものでございます。

3項清掃費、107万8,000円を追加し、3億8,968万3,000円。これにつきましては、水産系廃棄物処理施設が4月15日から16日にかけての強風により破損をしたものでございます。その修繕費でございます。

5款農林水産業費、1,549万1,000円を追加し、8,581万7,000円。2項林業費、1,500万円を追加し、1,756万4,000円。これにつきましては、町道望郷台線市外5号線の間にありますのり面が降雪によりまして転倒をしたということの復旧事業費でございます。

3項水産業費、49万1,000円を追加し、5,057万6,000円。これにつきましては、ウニ種苗センターの、これも強風による施設破損の修繕費でございます。

歳入歳出合わせて1,926万8,000円を追加し、41億8,976万円となるものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表、継続費でございます。

この継続費につきましては、平成30年度まで継続して推進する必要があることから、各年度の年割額を定め、議決を求めるものでございます。

8款教育費1項教育総務費、事業名は教員住宅建築事業、総額3,918万4,000

円。年割額につきましては、28年度248万4,000円、29年度2,970万円、30年度700万円でございます。

3項中学校費、知床未来中学校建設事業、総額21億3,637万9,000円。年割額につきましては、28年度3億320万7,000円、29年度は18億1,132万7,000円、30年度2,184万5,000円でございます。

知床未来中学校外構工事、総額4億7,340万4,000円でございます。年割額につきましては、28年度1,255万8,000円、29年度1億8,368万円、30年度2億7,716万6,000円でございます。

次に、第3表、地方債補正でございます。

追加でございます、小規模治山事業債でございます。限度額750万円。起債の方法につきましては証書借入または証券発行、利率につきましては5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等については、利率の見直しも行った後においては、当該見直し後の利率とするものでございます。償還の方法につきましては、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合においては、債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還または低利に借りかえすることができるということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第35号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第35号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第35号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第36号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長（村山修一君） 日程第8 議案第36号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（対馬憲仁君） 7ページをお願いいたします。

議案第36号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

8ページをお願いいたします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

改正理由につきましては、人事院勧告により、フレックスタイム制の拡充を図ることとされ、本年3月開催の第1回定例会において、関係する規定を新たに設けたところではありますが、育児を行う職員に係るフレックスタイム制は、より柔軟な勤務体制となる仕組みとすることが示されたことから、育児を行う職員については、できる限り当該職員の申告どおりに勤務時間を割り振るよう努めることが可能となるよう、所要の改正及び条文の一部、字句の修正を行うものでございます。

変更条文でございます。

第11条第1項中「、休暇等」を「及び休暇等」に改め、同条同項第1号を次のように改める。

第1号、日曜日及び土曜日を週休日（羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうち二日を週休日とし、4週間ごとの期間（育児短時間勤務をしようとする期間の全てを4週間ごとに区分することができない場合にあつては、当該育児短時間勤務をしようとする期間を1週間、2週間、3週間又は4週間に区分した各期間）につき一週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございますが、別冊の参考資料の2ページ、資料2に、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第36号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第36号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。



したがって、日程第8 議案第36号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第37号 羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について

---

○議長（村山修一君） 日程第9 議案第37号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政議長（鹿又明仁君） 議案の9ページをお願いいたします。

議案第37号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について。

羅臼町町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

10ページをお願いいたします。

羅臼町町税条例等の一部を改正する条例。

今回の改正につきましては、本年3月31日に公布しました地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）に伴い、所要の改正を行うものでございます。

平成28年度地方税法の改正におきましては、経済の好循環を確実なものとするため、地方法人課税の偏在是正に向けた措置を講ずるとともに、車体課税の見直しなど所要の改正が講じられたところでございます。

改正条例につきましては10ページから20ページに記載しておりますが、改正の内容につきましては、別冊としてお手元に配付しております参考資料の3ページ、資料3の羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定説明資料にて、主な改正要旨と適用関係について御説明させていただきますので、特段の御理解を賜りたいと存じます。

今回の条例改正の主な改正要旨は5点でございます。

1番目、法人税割の税率でございます。

法人町民税の地域間の税収の格差が拡大し、財政力の格差が顕著となったことから、法人町民税法人税割の税率を12.1%から8.4%、3.7%引き下げ、その引き下げ分を国税であります地方法人税の税率を引き上げ、その税収の金額を地方交付税の原資として市町村に配付されるものでございます。

改正後の税率は、平成29年4月1日以降に開始となります事業年度から適用となりますので、申告年度は平成30年度からなるものでございます。

なお、今年度、3月末現在におきます法人税割3.7%引き下げに伴う仮試算では、事業数で253件、約920万円の減額となるものでございます。

2番目は、軽自動車税環境性能割の創設でございます。

消費税引き上げ時に行われます車体課税の見直しの一つが自動車取得税の廃止と自動車

税、軽自動車税の環境性能割の創設でございまして、軽自動車税の環境性能割が町税として創設されるものでございます。納税義務者は、当該軽自動車を取得した者でございます。

課税標準は、軽自動車の通常の取得価格でございまして、50万円以下が免税となるものでございます。税率は、条例本則におきまして、第1号が1.0%、第2号が2.0%、第3号が3.0%と定めてございますが、附則第15条の5の定めにより、税率の特例といたしまして、当分の間、第3号の3.0%を2.0%、営業用の第1号を0.5%、第2号を1.0%、第3号を2.0%とするものでございます。

賦課徴収の特例といたしまして、附則第15条の2及び4並びに5によりまして、本税は町税でございまして、当分の間、北海道が自動車税の例により行うものと定め、町は北海道に徴収取扱費を公布するものでございます。適用年月日は、平成29年4月1日からでございます。

なお、1番目、2番目の改定につきましては、平成29年4月から予定されていましたが、消費税引き上げが前提でありましたが、平成31年10月に再延期となったことを踏まえ、先送り等も予想されますことから、今後におきましては国の改正等の動向を注視し、適切な対応を講じていくものでございます。

4ページをお願いいたします。

3番目は、軽自動車税を種別割に名称変更であります。

軽自動車税の環境性能割の創設に伴いまして、現行の軽自動車税を種別割へと名称変更するものでございます。適用年月日は、平成29年4月1日からでございます。

4番目は、軽自動車税の種別割の税率の特例でございます。

昨年度導入いたしましたグリーン化特例の1年間の延長でございます。平成28年度課税分のみとされておりましたグリーン化特例による経過を1年間延期するものでございます。適用期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとし、その間に、新車として初めて車両登録された3輪以上の軽自動車を対象にするものでございます。経過の年度は、平成29年度のみでございます。軽減の割合につきましては昨年と同様で、燃費基準達成の程度等によりまして、概ね75%軽減、概ね50%軽減、概ね25%軽減となるものでございます。軽減後の種別割の税率につきましては下表のとおりでございまして、適用年月日は平成29年4月1日からでございます。

なお、28年度におけます対象車両及び影響額につきましては、対象車両が59台、18万9,300円の減額でありました。

続きまして、5ページをお願いいたします。

5番目は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合でございます。固定資産税の特例措置について、2点の我が町特例を導入するものでございます。

1点目は、電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法に規定する

認定発電施設にかかわる課税標準の特例として定める割合は、太陽光、風力発電設備が参酌どおりの3分の2とし、下段の水力、地熱、バイオマス発電設備は参酌どおりの2分の1とするものでございます。

2点目は、津波防災地域づくりに関する法律に規定する協定施設等の用に供する施設等に係る課税標準の特例として定める割合は、家屋、償却資産ともに参酌どおりの2分の1とするものでございます。

適用年月日は、いずれも平成28年4月1日以降に取得した設備等が対象となるものでございます。

6ページをお願いいたします。

その他の改正条項の内容でございます。

1番、2番、3番、次のページの4番につきましては、延滞金と課する期間の見直しに関する改正でございます。地方税法の改正にあわせた改正でございまして、国税において当初申告をした後に国の税務官署が減額更正を行った場合で、その後さらに修正申告または増額更正があった場合など、一定の要件のもと、一定の期間を控除して計算する改正をするものでございます。適用年月日につきましては、平成29年1月1日からでございます。

7ページをお願いいたします。

5番、6番、9番につきましては、地方税法の改正に伴い、引用しています条項等の変更に合わせて改正でございます。

7番目は、平成28年度税制改正の大綱により、マイナンバーの記載対象が見直しとなったことに伴い、特別土地保有税の減免申請書へのマイナンバーの記載を不要とする改正を行うものでございます。

この改正は、公布の日から施行するものでございます。

8番目は、特定一般用医薬品等の購入費を支払った場合の医療費の特例でございます。

この改正は、医療費控除を申告者が選択できるとしたセルフメディケーションの推進のためのスイッチOTC薬控除を定めるものでございます。適切な健康管理のもと、医療用医薬品、いわゆる医師が発行する処方箋により受け取ることができる薬のことですが、それからの代替を進める観点から、個人が平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間にOTC医薬品の購入費用の年額10万円を上限として1万2,000円を超えて支払った場合に、その購入費用のうち1万2,000円を超える額、8万8,000円が個人の所得から控除されるものでございます。適用年月日は、平成30年1月1日からでございます。

8ページをお願いいたします。

10番目は、町たばこ税に関する経過措置でございます。町税条例第19条の改正に伴う所要規定及び文言の整理を行うものでございます。

附則として、施行期日。

第1条、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第19条並びに第43条、第48条及び第50条並びに附則第5条第7号、次条第1項及び第4項、第18条の3、第34条の4及び第80条から第83条及び第85条から第91条、附則第15条から附則第16条並びに附則第5条第7項の表、第19条第3項の号並びに次条第3項及び附則第4条の規定につきましては平成29年4月1日から適用となり、附則第6条及び次条第2の規定につきましては平成30年1月1日から適用し、第51条及び第139条の3の規定につきましては公布の日から適用するものでございます。

また、町民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置として、第2条から第4条までの詳細につきましては、議案に記載のとおりでございます。

次の9ページから36ページまでの資料4、羅臼町町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第37号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第37号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第37号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案38号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

---

○議長（村山修一君） 日程第10 議案第38号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（対馬憲仁君） 21ページをお願いいたします。

議案第38号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を次のように変更する。

規約の変更理由につきましては、北空知学校給食組合が平成27年11月30日解散により北海道町村議会議員公務災害補償等組合を脱退したことに伴い、規約別表第1の変更について協議するため本案を提出するものでございます。

変更規約でございます。

別表第1中「北空知学校給食組合」を削る。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上でございますが、別冊の参考資料の37ページ、資料5に新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第38号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第38号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第38号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第11 議案第39号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

---

○議長（村山修一君） 日程第11 議案第39号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（対馬憲仁君） 22ページをお願いいたします。

議案第39号北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

規約の変更内容につきましては、北空知学校給食組合が平成27年11月30日解散により北海道市町村総合事務組合を脱退したことに伴い、規約別表第1及び別表第2の変更について協議するため本案を提出するものでございます。

変更規約でございます。

別表第1空知総合振興局(34)の項中「(34)」を「(33)」に改め、「北空知学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「北空知学校給食組合」を削る。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上でございますが、別冊の参考資料の38ページ、資料6に新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

よろしく願いいたします。

○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第39号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第39号北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第39号北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第40号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更  
について

---

○議長(村山修一君) 日程第12 議案第40号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(対馬憲仁君) 23ページをお願いいたします。

議案第40号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次の

とおりに変更する。

北海道市町村職員退職手当組規約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組規約の一部を次のように変更する。

規約の変更理由につきましては、北空知学校給食組合が平成27年11月30日解散により北海道市町村職員退職手当組合を脱退したこと並びに本文の一部字句の変更及び別表を改める規約の変更について協議するため、本案を提出するものでございます。

変更規約でございます。

第1条中「健全化を」を「健全化に」に改める。

第3条中「地方公共団体」を「市町村、一部事務組合及び広域連合」に改める。

第5条の表中「市にあっては、通じて1人町村にあっては、北海道総合振興局及び北海道振興局の管内」を「市にあっては通じて1人、町村にあっては北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）別表第1の所管区域に定める地域」に改める。

別表を次のように改める。

なお、別表につきましては記載のとおりでございます。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上でございますが、別冊の参考資料の39ページから43ページ、資料7に新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第40号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第40号北海道市町村職員退職手当組規約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第40号北海道市町村職員退職手当組規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 発議第3号 世界自然遺産の保全管理にかかる全国的な  
予算枠の拡大を求める意見書

---

○議長（村山修一君） 日程第13 発議第3号世界自然遺産の保全管理にかかる全国的

な予算枠の拡大を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 発議第3号世界自然遺産の保全管理にかかる全国的な予算枠の拡大を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成28年6月16日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員坂本志郎。

賛成者、羅臼町議会議員田中良、同鹿又政義、同加藤勉。

世界自然遺産の保全管理にかかる全国的な予算枠の拡大を求める意見書。

知床は流水が育む豊かな海洋生態系と原始性の高い陸上生態系の相互関係に特徴があること、シマフクロウ、シレットコスミレ等の世界的な希少種やサケ科魚類、海棲哺乳類等の重要な生息地を有すること等が認められ、平成17年に世界自然遺産に登録された。

世界遺産委員会から、エゾシカ対策、観光管理、海域管理計画の策定、サケ類へのダムによる影響とその対策のためのサケ科魚類管理計画の策定などが課題として指摘され、さまざまな取り組みが進められており、外来種対策についても、課題になりつつある。

我が国は知床の他に屋久島、白神山地、小笠原諸島の三つの世界自然遺産を抱えており、ヤクシカ対策、ブナ林保全、エゾシカ対策、植生回復事業、外来種対策等の遺産価値保全のための生態系保全事業が増大している。近年、国では新たな国立公園の指定や拡張を進め、奄美群島・琉球諸島の世界自然遺産登録を目指しており、さらに、自然共生社会を構築し自然資源の保全と活用を図ることは地域活性化を推進する上でも不可欠な取り組みであることから、エゾシカ対策等の生態系保全事業は全国的にもニーズが高まっている。より効率的な方法を構築しながら取り組みを継続的に進める上で予算の安定的確保が重要な課題であり、生態系保全事業の全国的な予算枠の拡大を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月16日、北海道羅臼町議会議長村山修一。

よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第3号世界自然遺産の保全管理にかかる全国的な予算枠の拡大を求める意見書は、



原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第13 発議第3号世界自然遺産の保全管理にかかる全国的な予算枠の拡大を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

---

◎日程第14 発議第4号 子どもの医療費無料化の制度化と、補助金減額の  
廃止を求める意見書

---

○議長（村山修一君） 日程第14 発議第4号子どもの医療費無料化の制度化と、補助金減額の廃止を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 発議第4号子どもの医療費無料化の制度化と、補助金減額の廃止を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成28年6月16日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員坂本志郎。

賛成者、羅臼町議会議員松原臣、同宮腰實、同田中良、同加藤勉。

子どもの医療費無料化の制度化と、補助金減額の廃止を求める意見書。

子どもが病気やけがをしたとき医療機関を受診すると、かかった医療費の3割（小学校入学前は2割）は患者・家族が支払うことになっている。

この負担は、手元にお金がなくて病院に行けない病状が急変しやすい幼い子どもたちにとって命にかかわる問題であり、また、慢性疾患を持ち継続的な治療が必要な子どもたちのいる家庭では重い負担となっている。

「お金がなくても子どもが医者にかかれるように」と、子どもの医療費無料化を求める運動は全国に広がり、北海道でも道の基準を上回って助成を拡大する市町村が107にのぼっている。

子育て世代を応援する医療費助成は、少子化や地方の人口減少に歯止めの効果が期待できるとともに「子どもの貧困」が広がるなか、経済的負担が軽くなることで病気の早期発見・治療が可能になり、重症化を防ぎ、医療費の抑制効果も生まれる。

多くの自治体が国の制度を土台に「上乘せ」し、子ども医療費の助成を拡大していることを踏まえ、中学卒業前までの医療費を所得制限なしで無料化する国の制度確立を強く求めるものである。

併せて、子ども医療費の窓口負担を軽減している自治体に対し国が「罰則」を課して

いる問題についても、独自に無料化努力をしている自治体に対し補助金減額という「罰則」を課すものであり少子化対策に相反するものである。

知事会も廃止を求め続けている道理なき「罰則」は、直ちに中止することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月16日、北海道羅臼町議会議長村山修一。

よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第4号子どもの医療費無料化の制度化と、補助金減額の廃止を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第14 発議第4号子どもの医療費無料化の制度化と、補助金減額の廃止を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

---

#### ◎日程第15 各委員会閉会中の所管事務調査の件

---

○議長（村山修一君） 日程第15 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から、委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

---

#### ◎日程第16 議員派遣の件

---

○議長（村山修一君） 日程第16 議員派遣の件を議題とします。

北海道町村議会議長会主催の町村議会議員研修会及び羅臼町議会議員道内行政視察の内容については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

---

### ◎閉会宣告

---

○議長(村山修一君) これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第2回羅臼町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

午後 1時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員